**平成２２年（フ）第２８４号**
千葉県船橋市北本町２丁目56番２号　塚田コーポⅡ―101号
債務者　宮本美寿々
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３１３号**
千葉市稲毛区小仲台４丁目６番７号
債務者　西田　正人
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３３０号**
千葉県船橋市緑台２丁目１番４―103号
債務者　守沢　　央
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３４５号**
千葉県習志野市藤崎４丁目16番26号　サンドルフ津田沼106号
債務者　中山　陽一
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３５０号**
千葉県浦安市北栄２丁目28番２―205号　エヴァーグリーン浦安
債務者　太田　愛子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３５７号**
千葉県市川市真間１丁目10番22号
債務者　新井　美香（旧姓村中）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第３５９号**
千葉県市原市玉前164番地
債務者　永嶋　一也
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第７７号**
静岡県浜松市天竜区緑恵台1061番地の69
債務者　竹内　広人
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第７９６号**
名古屋市西区庄内通５丁目９番地　ノ・メゾン清103号
債務者　五戸　隆行
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８１１号**
愛知県知多郡南知多町大字山海字西海外16番地
債務者　三嶋　淳子（旧姓寺沢）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８２３号**
名古屋市中川区尾頭橋３丁目18番13号、住民票上の住所名古屋市中川区山王３丁目８番２号　サンシャイン中川101号
債務者　上田　　**隆**
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８６４号**
愛知県春日井市稲口町４丁目５番地13　アドヴァンス201号
債務者　濱川　由香
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８９０号**
兵庫県加古川市野口町二屋305番地の６
債務者　則木　雅之
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１３１号**
兵庫県高砂市高砂町木曽町３番23号
債務者　箙島保子こと　箙島ちゑ子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第１９０号**
兵庫県姫路市西夢前台１丁目19　夢前台ハイツ202号、住民票上の住所兵庫県姫路市下手野３丁目20番１号
債務者　溝田　和昭
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第２２２号**
兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目２番地の６
債務者　丸山真由美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第２４８号**
兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目９番15号　サンライズフジワラ201号、従前の住所富山市住吉町２丁目３番13―104号　アビテ住吉
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部